

事故現場は、道路工事で片側通行規制中であり、事故当時、当該乗合バスは、交差点の信号が赤であったため、前方車両に追従して停車していたが、信号が青に変わると同時に、道路工事誘導員が発信の合図を出したので、車内の安全確認を怠ったまま発進してしまったところ、信号停止中に両替しようとして立ち上がっていた当該乗客がバランスを崩し転倒した模様。

(2) 乗合バスと乗用車が衝突した事故

12月12日(木)午後5時55分頃、北海道において、道内に営業所を置く乗合バスが乗客4名を乗せて運行中、センターラインをはみ出して対向してきた乗用車と正面衝突し、当該乗合バスは左側の路外へ逸脱した。

この事故により、当該乗用車の運転者が死亡、当該乗合バスの乗客4名と運転者が軽傷を負った。

事故現場は、片側1車線の直線道路で、事故当時、路面はアイスバーン状態で当該乗用車がスリップして対向車線にはみ出してきた模様。

(3) 乗合バスが路外に転落した事故

12月15日(日)午前10時50分頃、北海道において、道内に営業所を置く乗合バスが乗客7名を乗せて運行中、吹雪による視界不良により路外に転落した。

この事故による負傷者はいない。

事故現場は、当該バスから見て右へ緩やかにカーブしている片側1車線の道路で、事故当時、積雪は50センチメートル位で、吹雪のため時速5キロメートル程度で走行していたが、路肩との境目が判別出来ずに路外に転落した模様。

(4) 乗合バスが歩行者を轢いた事故

12月15日(日)午後1時5分頃、千葉県において、同県に営業所を置く乗合バスが乗客4名を乗せて運行中、当該乗合バスの前方を横断していた歩行者を轢いた。

この事故により、当該歩行者は死亡した。

事故当時、当該乗合バスは、乗降客の乗降を終えて発進したところ、右方向より前方を横断してきた当該歩行者に気付かずに左前輪で轢いた模様。

(5) タクシーの乗客が転落した事故

12月13日(金)午前0時40分頃、奈良県において、大阪府に営業所を置くタクシーが乗客1名を乗せて運行中、後部右座席ドアより当該乗客が車外へ転落した。

この事故により、当該乗客は、転落後、後続の車両数台に轢かれたと見られ、死亡した。

報道によると、当該タクシーの運転者は当該乗客の転落に気づかず、目的地周辺にて道を尋ねようと後部座席に声をかけた際に、乗客がいないことを確認し

た模様。

(6) タクシーと乗用車が衝突した事故

12月13日(金)午後10時5分頃、岡山県において、同県に営業所を置くタクシーが乗客1名を乗せて運行中、交差点を右折しようとしたところ、当該タクシーの左側から直進してきた乗用車と出会い頭に衝突した。

この事故により、当該タクシーの乗客1名が肋骨骨折等による重傷、当該タクシーの運転者が頭部を打ち意識不明の重体、相手方乗用車の運転者が打撲の軽傷を負った。

事故当時、当該交差点の信号は点滅しており、一時停止等については、現在調査中。

(7) タクシーに貸切バスが追突した事故

12月14日(土)午後8時45分頃、長崎県において、同県に営業所を置くタクシーが乗客1名を乗せて運行中、貸切バスが当該タクシーに追突した。

この事故により、当該タクシーの乗客が頭を強く打ち重傷、当該タクシーの運転者が軽傷を負った。

事故当時、当該タクシーが、降車のためハザードをつけ減速していたところ、回送運行中の当該貸切バスが追突した模様。

(8) 海上コンテナセミトレーラが横転炎上した事故

12月13日(金)午前5時25分頃、千葉県において、同県に営業所を置く海上コンテナセミトレーラが20フィートコンテナを積載し走行中、歩道の縁石に乗り上げ横転し、電柱などに衝突、その後炎上した。

この事故により、当該トレーラの運転者が軽傷を負った。

事故当時、当該トレーラが横転炎上した原因については現在調査中。

(9) 海上コンテナセミトレーラが多重玉突き事故

12月13日(金)午前8時35分頃、栃木県において、神奈川県に営業所を置く海上コンテナセミトレーラが20フィートコンテナを積載し走行中、前車に追突し、9台が絡む玉突き事故が発生した。

この事故により、追突された車両の乗員2名が骨盤骨折等の重傷、3名が軽傷を負った。

事故当時、当該トレーラが追突した原因については現在調査中。

(10) タンクローリーが追突され危険物が漏えいした事故

12月16日(月)午前11時頃、北海道において、道内に営業所を置くタンクローリーが前方を走行していた別のタンクローリーに追突した。

この事故により、追突されたタンクローリーに積載されていた危険物(ジェット燃料)が漏えいし、追突されたタンクローリーの運転者が軽傷を負った。

キ操作等を行い停止させた事故が生じています。

また、平成25年7月4日、宮城県蔵王町の東北自動車道において、高速乗合バスが乗客8名を乗せて運行中、中央分離帯に衝突し、運転者が心肺停止状態で病院に搬送、交替運転者及び乗客1名が軽傷を負う事故が発生しており、運転者が何らかの原因により心肺停止状態となったことでバスが制御できなくなったと考えられています。

さらに、原因等について調査中ですが、同日、栃木県那須塩原市の東北自動車道において、高速ツアーバスが前方を走行していた車載トレーラに追突し、運転者1名が死亡、交替運転者1名及び乗客14名が負傷する事故が発生しています。

これらの事故の詳細は調査中ではあるものの、現在、「高速・貸切バスの安全・安心回復プラン」を推進していることも踏まえ、特に下記の事項について改めて徹底を図るよう貴傘下会員に対して周知方よろしくお願い致します。

記

1. 点呼の際、運転者の疾病等の状況、医薬品の服用状況等の健康状態の確認を徹底するとともに、異常が認められた場合には、運転者を交替させる等、適切な運行管理を図ること。

また、運転者が乗務中に体調に異変を感じた場合には、速やかに運行管理者へ連絡して指示を仰ぐべきことを徹底するとともにそのための連絡体制を確立しておくこと。

2. 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）に基づく健康診断を受診させ、また、当該健康診断等により運転者の健康状態に異常が確認された場合には、医師の診察を受けさせるなど運転者に対して適切な指導を行うこと。

3. 平成22年7月に国土交通省が策定した「事業用自動車の運転者の健康管理に係るマニュアル」等を活用し、日頃から運転者の健康状態の把握に努めるとともに、運転者に対し、疾病が交通事故の要因となるおそれがあることについて、事例を説明すること等により理解させ、また、健康診断の結果に基づいて生活習慣の改善を図るなど適切な健康管理を行うことの重要性を理解させること。

4. 平成19年6月に国土交通省が策定した「『睡眠時無呼吸症候群』に注意しましょう！」等を活用し、睡眠時無呼吸症候群（SAS）の早期発見・治療の重要性について理解を深めるとともに、スクリーニング検査の受診及び適切な治療の促進を図ること。

5. その他、関係法令を遵守するなど、安全管理の徹底を図ること。



【6. 関越道高速ツアーバス事故を受けた「高速・貸切バスの安全・安心回復プラン」について】

平成24年4月29日に発生した関越道高速ツアーバス事故を受けて、国土交通省自動車局では、以下の各検討会を設置し、学識経験者等のご意見を踏まえながら対策の検討を進めて参りました。

今般、各検討会の検討結果を踏まえ、今後2年間にわたり、「高速・貸切バスの安全・安心回復プラン」を実施することとし、平成25年4月2日に公表しましたのでお知らせ致します。

(各検討会)

- ・「バス事業のあり方検討会」
- ・「貸切バス運賃・料金制度ワーキンググループ」
- ・「自動車運送事業者に対する監査のあり方に関する検討会」
- ・「高速ツアーバス等の過労運転防止のための検討会」

→ http://www.mlit.go.jp/page/kanbo01_hy_002069.html



【7. 高速乗合バス及び貸切バスの交替運転者の配置基準の策定について】

平成25年3月26日(火)に開催された「高速ツアーバス等の過労運転防止のための検討会」の結果を踏まえ、交替運転者の配置基準に関し、「旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について」の一部を改正しましたのでお知らせします。

→ http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02_hh_000134.html



【8. トラックの保有車両数が5両未満の営業所でも運行管理者の選任が必要となります。】

貨物自動車運送事業輸送安全規則の一部改正に伴い、平成25年5月1日より、保有車両数が5両未満の営業所でも、原則、運行管理者の選任が必要となります。

(ただし、経過措置として、この省令の公布の際、現に5両割れ事業者であった者については、平成26年4月30日までに運行管理者の選任を行う必要があります。)

○改正貨物自動車運送事業輸送安全規則(平成25年運輸省令第22号)(抄)
第18条(運行管理者の選任)

よくある質問（配信登録の解除方法等）

（ <http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/anzenplan2009/faq.html> ）

【参考】

* 自動車局ホームページ

（ <http://www.mlit.go.jp/jidosha/index.html> ）

* 自動車の不具合情報はこちら

最近、自動車に乗っていたら異常発生、なんてことはありませんでしたか。そんな時は、車検証を用意して、国土交通省「自動車不具合情報ホットライン」に連絡です。皆様の声は、車種ごとに、ホームページ上で公開され、メーカーがきちんとリコールをしたり、メーカーのリコール隠しを防ぐために活用されます。

・ ホームページ受付 （ www.mlit.go.jp/RJ/ ）

・ フリーダイヤル受付 0120-744-960

（平日9:30~12:00 13:00~17:30）

・ 自動音声受付 03-3580-4434（年中無休・24時間）

* 自動車のリコール等の通知等があったときは！

使用されている自動車について、自動車ディーラーなどから、リコール又は改善対策の通知が送付されたり、その対象であることが新聞等で公表されたときは、安全・環境への影響から、その自動車の修理を行うことが必要になったということです。道路運送車両法により、自動車ユーザーは、自分の自動車が保安基準に適合するよう点検・整備する義務がありますので、忘れずに修理を受けましょう。

